

日本航空健康保険組合

理事長 秋山 実

平成 30 年 2 月 19 日

組合同約の一部改定について

組合同約の一部改定がありましたので、下記のとおり公告いたします。

改定案	現行
<p>(議員の任期)</p> <p>第 7 条 議員の任期は 3 年とする。</p> <p>2 前項の任期は、選定又は総選挙の日から起算する。<u>ただし、選定又は総選挙の日が前任者の任期満了前である時は、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。</u></p>	<p>(議員の任期)</p> <p>第 7 条 議員の任期は 3 年とする。</p> <p>2 前項の任期は、選定又は総選挙の日から起算する。</p>
<p>(介護保険料額の負担割合)</p> <p>第 44 条の 2 <u>介護保険料額の 14 分の 7 は事業主、14 分の 7 は被保険者において負担する。</u></p>	
<p>(組合による審査支払)</p> <p>第 52 条の 2 この組合が、法第 76 条第 4 項の規定に<u>掲げる保険医療機関又は保険薬局からの療養の給付に関する費用の請求に対して、自ら審査及び支払いに関する事務を行おうとするときは、組合会の議決を経なければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により、自ら審査及び支払いに関する事務を行う保険医療機関又は保険薬局の名称及び所在地は、別にホームページに掲げるものとする。</u></p>	<p>(組合による審査支払)</p> <p>第 52 条の 2 この組合が、法第 76 条第 4 項の規定により自ら審査及び支払に関する事務を行う保険薬局の名称及び所在地は、別にホームページに掲げるものとする。</p>
<p>附則 19</p> <p>第 1 条 この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。 ただし、第 7 条の規定は、次期総選挙から施行する。</p>	

以上